

平成  
25年度

# 薪ストーブ・ペレットストーブなどの 補助金募集のお知らせ

募集枠  
25件

## 薪ストーブ・薪ボイラー

設置費用の1/2 上限 **30,000円**

募集枠  
6件

## ペレットストーブ・ペレットボイラー

設置費用の1/2 上限 **200,000円**

受付期間

平成25年7月1日～平成26年3月7日

※受付は平日 8:30～17:15 までに飯田市役所水道環境部棟1F地球温暖化対策課窓口へ提出をお願いします。  
※申請受付期間であっても、申請件数が募集枠に達した時点で受付を締め切ります。

### ■交付対象■

- ・飯田市内の建物に設置された薪ストーブ・薪ボイラー・ペレットストーブ・ペレットボイラー（過去に市、飯田市地球温暖化対策地域協議会及び飯田市環境協議会から上記の設置に関し、補助金等受けた者が設置したものを除く）
- ・平成25年3月1日～平成26年2月28日の間に設置完了した機器
- ・書類を平成26年3月7日までに整えて地球温暖化対策課窓口へ持参したもの（郵送での提出・自治振興センターでは受け付け出来ません）
- ペレットストーブ・ボイラーの場合は下記の条件も満たす必要があります。
- ・長野県内に事業所又は代理店を有する者からストーブ又はボイラーを自ら購入し、当該住居又は事業所において使用する者であること
- ・長野県内で加工した、長野県産間伐材を利用したペレットを、1年あたり800kg以上かつ3年以上購入する協定をペレット供給者と締結している者（設置後、3年間は、ペレット使用量を飯田市へのご報告いただきます。）

### ■申請に必要な書類■

- ① 飯田市森のエネルギー設置補助金交付申請書兼事業実績報告書  
※入手方法は地球温暖化対策課にご請求していただくか、飯田市ホームページ又は環境モデル都市ホームページ  
<http://www.ecomodel-hida.com/> からダウンロードできます
  - ② 平成25年6月1日以降に飯田市長が発行した市税完納証明書  
※飯田市外にお住まいの方で飯田市へ納税されていない方は不要です。
  - ③ 設備設置にかかる費用の領収書の写し
  - ④ 設備設置にかかる費用の内訳書の写し
  - ⑤ 設置状況がわかる複数個所の写真
  - ⑥ その他市長が必要と認める書類
  - ペレットストーブ、ペレットボイラーの申請にはさらに以下の書類が必要です。
  - ⑦ 木質ペレット安定供給協定書
  - ⑧ 飯伊地域林業再生協議会加入申込書又は現に加入していることを証明する書類
- ※ 申請添付書類確認シートにて書類を確認し、提出時にお持ちください。申請書と同様に入手できます。

### ■その他■

- ・申請受付時、上記の書類がそろっている場合に限り、受付完了を証明する書類をお渡しいたします。補助金振り込みが確認できるまで大切に保管してください。
- ・受付完了後、地球温暖化対策課にて審査し、交付の可否を決定いたします。決定につきまして書面を郵送にてお知らせいたします。申請後、概ね14営業日以内にはお知らせさせていただきます。
- ・交付の決定となった方には、上記の書類とともに請求書を送らせていただきます。請求書に必要事項をご記入のうえ、地球温暖化対策課まで提出をお願いいたします。振り込みは請求書提出後30日以内にさせていただきます。

お問い合わせ先

飯田市役所地球温暖化対策課

長野県飯田市大久保町2534 Tel.0265-22-4511 内線 5246

環境モデル都市 飯田

検索